

第 1 回世田谷区総合教育会議

日：令和 8 年 8 月 1 日（土）

場所：世田谷区立教育総合センター

午後 1 時開会

○司会 定刻になりましたので、令和 8 年度第 1 回世田谷区総合教育会議を開催いたします。

私は、本日の司会進行をさせていただきます政策経営部長の田中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開催に当たりまして、本日の会議の流れについて御説明いたします。本日は 2 部構成で行います。

第 1 部は、区からの報告、基調講演及び区の検討状況の報告です。

なお、事前の御案内では、基調講演の後に区からの報告を行う予定としておりましたが、順番を変更し、初めに、区からの報告、続いて基調講演、最後に区の検討状況の報告を行います。

基調講演では、日本大学文理学部の藤平敦教授に御講演いただきます。

第 1 部終了後、休憩を挟みまして、第 2 部の区長と教育委員会による意見交換を予定しております。第 1 部での基調講演、区の報告を踏まえて、区長、教育委員会、さらに第 1 部で御講演いただいた皆様にもゲストとして加わっていただき、議論を行います。

御来場の皆様には、第 1 部の終了後の休憩の際に、御質問をお寄せいただきたいと思います。会場にお越しの方は、入り口でお渡ししました質問票に、オンラインで御参加の方は、ZOOMのQ&A機能にて質問をお寄せください。第 2 部の中で幾つか御紹介しながら議論いたします。

それでは、開催に先立ちまして、保坂区長より御挨拶を申し上げます。それでは、区長、よろしくお願いします。

○保坂区長 皆さん、こんにちは。世田谷区長の保坂展人でございます。

この総合教育会議は、今年度 1 回目になりますけれども、実は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴って、2015 年を初回としまして 11 年間続けてまいりました。私、区長が教育委員の皆さんに御同席をいただき、公開の場で教育の大筋に関する議論をすることと、また、教育大綱などをつくっていくという機能があります。この会議を世田谷区は積極的に活用してまいりまして、年に 3 回から 2 回、近年は 2 回になっていますけれども、行ってきました。

こういった中で、例えば、この教育総合センターをどのようにつくっていくかであるとか、あるいはデジタル技術をどのように入れていくかとか、あるいは不登校について、こ

の４月に北沢学園中学校、学びの多様化学校が開校しました。区立北沢学園中学校ですが、ここに向かって、不登校の子どもたちの声をどう受け止めるべきか、あるいは新たな学校をつくるとすれば、どのような工夫が必要だろうかという議論もしてまいりました。

また、学びそのものが転換しなければいけないんじゃないかと、学びの質の転換など非常に重要な議論を重ねて、じっくりとこの内容が、長時間にわたる会議ですが、教育の現場に届いているものと思います。

本日は、「みんなで考える 子ども主体のいじめ解決に向けて」というテーマで、第１部で世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会の委員長を務めていただいています、日本大学文理学部で教鞭を取っておられる藤平先生の御講演もいただいこうと。その前後に、区の実践についても皆様に御報告をしていく予定です。

世田谷区では、多くの子どもたちが様々な友達との関係、クラスの中での様々なトラブル、あるいは衝突、誤解、いろいろな事情があって、いじめで悩んで、このことをなかなか解決できないでいるというケースもございます。いじめ防止対策推進法による重大事態という事態もかなり積み上がってきてございます。

一方で、このいじめに関わる、いじめ解消、解決のための条例については、まず、子ども自身が安全に、そして安心して学校に通い続けることができる現場の修復ということはどうすべきなのか、また、子どもたち自身にも届く、いじめはなぜよくないのかといったことも起草していき、皆さんとともに議論していくシリーズの第１弾として本日行います。

９月２６日には教育委員会主催のシンポジウム、そして、第２回のこの会議は１１月１４日、条例の素案というものを、子どもたちや教育現場の意見も踏まえながらの素案を示して議論するという予定になってございます。どうかよろしくお願いをいたします。

以上です。

○司会 保坂区長、ありがとうございました。

総合教育会議は、法律により、地方公共団体の長及び教育委員会で構成されております。

ここで、本日の会議に参加されています世田谷区教育委員会の委員の皆様を御紹介させていただきます。

知久教育長です。

澁澤委員です。澁澤委員は、ＮＰＯ法人理事長を務められた後、現在は各地で地域づくりを進められています。また、次世代を担う青少年の育成や環境啓発活動に携わるなど、様々な分野で御活躍されております。

続きまして、中村委員です。中村委員は、東京都公立中学校教諭、世田谷区立中学校副校長、世田谷区立中学校長を歴任し、校長会会長に就任されており、東京都の教育の現場の第一線で活躍されていました。

続きまして、坂倉委員です。坂倉委員は、これまで慶應義塾大学のグローバルセキュリティ研究所特任講師や世田谷区社会教育委員などを歴任され、現在は、東京都市大学都市生活学部教授を務められるなど、教育行政の発展向上に御貢献いただいております。

続きまして、膳場委員です。膳場委員は、世田谷区立中学校PTA連合協議会会長、世田谷区立小学校PTA連合協議会副会長を歴任され、現在は、東京都公立学校時間講師を務めるなど、教育行政の発展向上に御貢献いただいております。

委員の皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1部の区からの報告に移ります。

「子どもの最善の利益から考える いじめ対応の新たな視点」についてです。世田谷区教育委員会事務局学校教育部の赤司副参事からお話いただきます。

それでは、よろしくお願いいたします。

○赤司学校教育部副参事 皆さん、こんにちは。学校教育部副参事の赤司と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、「学校現場におけるいじめの現状と課題」について御説明をさせていただきます。

本日は、こちらの内容についてお話をさせていただきます。いじめは、子どもの人権や尊厳に関わる重要な問題であり、子どもたちの安全や安心、健やかな成長に大きな影響を及ぼす可能性があります。いじめを受けた子どもは、不安や心の負担を抱えて学校生活や学習への意欲に影響を受けることもあります。一方で、いじめは、どこか特別な場所で起きるものでも、特別な子どもたちの間でだけ起こるものでもありません。子どもたちの日々の人間関係の中でどの子どもにも起こり得るものです。子どもたちは、状況によっていじめを受ける側になることもあれば、相手を傷つけてしまう側になることもあります。また、その様子を見ている立場や、周りではやし立ててしまうような立場になることもあります。

いじめ防止対策推進法の施行から10数年が経過し、学校現場ではいじめを見逃さないための取組が進められてきました。未然防止や早期発見、組織的な対応の重要性が共有され、教職員の意識も高まっています。

その一方で、法の趣旨が浸透するにつれ、これまでは問題として扱われにくかった事案

もいじめとして認知されるようになり、対応の在り方について新たな課題も見えてきています。

課題についてお話しする前に、まず、世田谷区におけるいじめの現状について簡単に共有いたします。こちらは令和6年度の状況ですが、いじめの態様を見ると、小学校、中学校ともに最も多いのは、冷やかし、からかい、悪口です。中には、下のほうにあるような深刻な事案もありますけれども、多くは特別な場面で起きるものではなく、友達同士の日常的な関わりの中で起きています。何気ない言葉のやり取りや、人間関係の行き違いの中で相手が傷ついたり、つらさを感じたりするケースが少なくありません。このことは、いじめが一部の特別な子どもたちの問題ではなく、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題であるということを示しています。

こちらは、学校が認知したいじめの件数です。令和6年度は、小学校、中学校ともに大きく増加しています。私たちは、この増加を問題の増加と捉えるのではなく、学校が子どもの小さなサインや困り感を見逃さず、丁寧に把握しようとしてきた結果であると受け止めております。そして、その背景には、学校現場の取組だけではなく、いじめを捉える考え方そのものの変化があります。

そこで、次に、いじめの定義の広がりについて御説明いたします。いじめ防止対策推進法ができる前から、いじめが大きな社会問題になるたびに、その定義は少しずつ見直されてきました。以前は、自分より弱い相手に対する一方的な行為であるとか、継続的な行為といった点が重視されてきましたが、その後、相手が深刻な苦痛を感じているかどうか、そして現在は、相手が心や体に苦痛を感じているかどうかという視点で捉えられるようになっていきます。この考え方は、これまで見過ごされがちだった子どもの小さなSOSを早い段階で把握し、問題が深刻化する前に支援につなげるためにとても大切なものです。

一方で、学校現場では対応の難しさも増しています。例えば、本人には相手を傷つけるつもりがなかった場合や、たまたま起きた出来事、一度だけのやり取りであった場合でも、その結果として相手の子どもが苦痛を感じていれば、いじめとして受け止める必要があります。そのため、教職員は、いじめか否かではないかを形式的に判断するのではなく、その出来事がどのような状況で起きたのか、その子どもがどのように受け止めているのかを一つ一つ丁寧に確認しなければなりません。また、必要な支援の内容も事案によって異なります。すぐに解決するケースもあれば、継続的な見守りや関係調整が必要なケースもあります。このように、一律の指導や画一的な対応だけでは解決できない事案が増えてお

り、学校には、これまで以上に丁寧な見立てと組織的な対応が求められます。

続いて、複雑な事案への対応についてです。最近のいじめ事案を見ていると、単純に子ども同士のトラブルとして整理できないケースが増えています。本人同士の関係だけではなく、一人一人の多様な特性やそのときの心の状態、家庭環境、学校内外の人間関係、さらには、SNSでのやり取りなど様々な要因が重なり合っていることが少なくありません。こうした要因が重なり合う中で、例えば、1つの事案の中で双方の子どもたちが自分も傷ついたと訴えることもあります。こうしたケースでは、どちらが悪いのかという視点だけでは問題の全体像を十分に捉えることができません。また、学校の外で起きた出来事やSNS上でのやり取りが学校生活に大きな影響を与えていることもあります。さらに、保護者の方々から様々な御意見や要望をいただく中で、初期対応の遅れや情報共有の不足によって問題がより複雑になってしまう場合もあります。

こうしたとき、学校としてまず大切にしなければならないのは、子どもの安全と安心を確保し、今の状況を少しでも改善していくことです。必要に応じて子ども同士の距離の取り方を工夫したり、活動する場面を調整したり、学習環境や人間関係を整えたりしながら子どもたちが安心して学校生活を送れる環境づくりを進めていく必要があります。また、学校だけで対応を抱え込むのではなく、心理士などの専門家や関係機関、第三者の視点も取り入れながら対応していくことが重要です。そして、何より学校、家庭、そして子ども本人が支え合える体制をつくっていくことが大切だと考えています。複雑な事案になればなるほど、誰が悪いのかだけではなく、子どもが安心して学校生活を送れる状態をどうつくるかという視点が重要になります。

続いて、保護者への対応についてです。保護者の皆様は、当然ながら御自身のお子さんを守りたいという思いで行動されています。特にお子さんが傷ついたと感じているときには、不安や心配、時には強い憤りを感じることもあると思います。一方で、事案によっては子ども同士の関係以上に保護者同士、あるいは保護者と学校との関係が対立的になってしまうことがあります。そうすると、本来は子どものために話し合っているはずなのに、大人同士の行き違いや不信感が大きくなり、問題の解決が難しくなってしまう場合があります。学校としても、子どものために対応しているつもりであっても、その意図が十分に伝わらず、信頼関係が損なわれてしまうこともあります。だからこそ、いじめ対応においては事実を丁寧に共有しながら、学校と家庭が対立するのではなく、一緒に子どもを支えていくという視点を持つことが大切だと考えております。

続いて、デジタル社会への対応についてです。現在の子どもたちは、学校だけで生活しているわけではありません。放課後や休日にもSNSやオンラインゲームなどを通じて常につながりながら生活しています。そのため、学校の外で起きた出来事が学校での人間関係に影響したり、逆に学校でのトラブルがSNS上で広がったりすることがあります。学校の中だけを見ていては、問題の全体像が見えにくくなっているのが現状です。また、大人には見えないところでやり取りが行われていることも多く、学校だけで状況を把握することが難しい場合もあります。だからこそ、学校だけで対応するのではなく、家庭や地域とも連携しながら子どもたちを見守っていくことがこれまで以上に重要になっています。

次に、重大事態調査についてお話しいたします。重大事態調査は、いじめによって子どもの生命や心身に重大な被害が生じたり、不登校など深刻な状況が生じたりした場合に、その事実関係を明らかにし、再発防止につなげるために行う大切な手続です。なぜそのようなことが起きたのかを丁寧に調べ、同じようなことが繰り返されないようにするためには、調査は欠かすことができません。

しかし一方で、実際の調査を進める中では幾つかの課題も見えてきています。まず1つ目は、被害を訴えている子どもが不登校や心身の不調などにより、自分の思いを十分に話すことが難しい場合があるということです。調査を行っても子ども自身が経験したつらさや苦しみを十分に聞き取れないことがあり、その結果、問題の本質が見えにくくなってしまふことがあります。

2つ目は、被害者、加害者という整理の中で調査が進むことによって、関係する子どもや保護者の間で対立が深まってしまう場合があることです。特に近年の事案では様々な要因が複雑に絡み合っているケースも多く、一方的に整理することが難しい場合があります。そのような中で、立場の違いや認識の違いが強調されることで、本来は子どものために行われるべき調査が当事者同士の感情的な対立を深める結果になってしまうこともあります。

3つ目は、調査と子どもたちの支援の両立についてです。現在、重大事態調査には、開始から調査結果を取りまとめるまで平均して約1年から1年半程度の時間を要しています。しかし、子どもたちは調査が終わるまで待ってくれるわけではありません。安心して過ごせる環境を整えること、心理的なケアを行うこと、学習機会を保障すること、人間関係を調整することなど、本来必要な支援は調査と並行して進めていかなければなりません。学校現場では実際に支援を継続しながら対応していますが、調査対応に多くの時間や労力

を要する中で、また、先ほどのような多様な課題がある中で、調査と支援の両立が課題となっております。

これから求められるのは、調査か支援かという二者択一ではなく、調査と支援を一体的に進めるという視点です。事実を明らかにすることは大切です。同時に、今まさに苦しんでいる子どもを支えることも同じように大切です。子どもの安全を守り、心のケアを行い、安心して学び、生活できる環境を整えながら事実確認と再発防止に取り組んでいく、その両方を進めていくことが子どもの最善の利益につながると考えています。

重大事態調査は、過去を振り返るだけのものではありません。子どもが再び安心して生活できるようにするための取組でもあります。今後は、調査と支援を切り離すのではなく、子どもを中心に据えながら一体的に進めていくことが重要であると考えております。

最後に、これからのいじめの対応について、私たちが最も大切にしたい考え方についてお話しします。

それは、子ども中心という視点です。これまでお話ししてきたように、いじめの問題は決して単純ではありません。子ども同士の関係だけでなく、それぞれの特性や心の状態、家庭環境、人間関係、SNSでのやり取りなど、様々な要因が複雑に絡み合っています。そのような中で私たち大人は、ともすると誰が悪いのか、どう責任を整理するのかということに意識が向きがちです。もちろん、事実関係を確認し、適切に対応することは大切です。しかし、本当に大切なのは、その出来事によって子どもが何を感じているのか。そして、これからどう生きていけるように支えていくのかという視点です。

子どもたちには、世田谷区子どもの権利条例に基づき、差別されない権利、子どもにとって最もよいことを考えられる権利、生きる、成長する権利、そして、自分に関わることについて意見を表明する権利などがあります。つまり、いじめ問題についても大人が一方的に判断するのではなく、子どもは今どう感じているのか、子どもはどうしたいと思っているのか、子どもにとって何が最善なのかということを丁寧に確認しながら考えていく必要があります。

いじめ問題の当事者は子ども自身です。だからこそ、大人の都合や立場ではなく、子どもの声に耳を傾け、子どもを中心に据えて対応していくことが重要だと考えています。また、学校現場では様々な課題が生じますが、子どもの視点に立ち返ることで、これまで見えなかった解決の糸口が見つかることもあります。私たちは、子どもが安心して学び、成長できる環境を整えるために、学校、家庭、地域がそれぞれの立場で協力しながら、子ど

もにとって最善の利益を追求していかなければなりません。

世田谷区では、子どもの権利を擁護し、救済を図るため、せたがやホッと子どもサポートという機関があります。ここでは、子どもの権利侵害に関する相談を受け、助言や支援を行うとともに、申立て等により調査や調整を行いながら解決機関等に対して協力や改善を求めています。令和7年度の新規相談では初回相談者の約75%が子ども本人であり、相談はがきやメール、電話などを通じて多くの子どもたちが自ら相談の声を上げています。

また、相談内容もいじめだけではなく対人関係や家庭、学校生活に関する悩みなど多岐にわたっており、子どもたちが様々な困り感を抱えながら生活していることがうかがえます。私たちは、こうした相談の状況からも、まず子どもの声に耳を傾け、その思いや困り感を丁寧に受け止めることがいじめ対応の出発点であると考えています。こうした取組とも連携できるよう、いじめ防止等の対策の推進に関する条例の制定に向けて、現在、調整を進めているところです。

この後、条例検討委員会の委員長である藤平先生から御講演をいただきます。その条例の根底にあるのも子どもの最善の利益、そして、子ども中心のいじめ対応という考えからです。

本日は、そうした視点を共有しながら、世田谷区における今後のいじめ対応の在り方について皆様と一緒に考える機会になればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○司会 赤司副参事からは、学校現場での課題や子ども中心の考え方などをお話しいたしました。ありがとうございます。

続きまして、基調講演に移りたいと思います。

今回は日本大学文理学部の藤平敦教授に御講演いただきます。藤平教授は、世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会の委員長など世田谷区の様々な施策にお力添えをいただいております。

それでは、藤平先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○藤平氏 皆さん、こんにちは。御紹介いただきました日本大学の藤平でございます。

私からは、「子どもの最善の利益から考える いじめ対応の新たな視点」ということでお話をさせていただき、そして、この話が第2部の意見交換につながればいいかなというふうに思います。

それでは、最初に皆さんと確認をしたいと思うんですけれども、まず、いじめ防止対策推進法、皆さん御存じだと思うんですけれども、この第1条に目的というのがあります。この網掛けの部分のところだけ御覧ください。ほかの文字が邪魔なので、ちょっと消してしまいます。私が読みます。第1条、目的、この法律は、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするというふうに書いてあります。よく勘違いされるんですけれども、いじめ防止対策推進法というのは、いじめをなくすためにできた法律だと思われている方が少なくありません。もちろん、第4条には、児童等は、いじめをしてはならないと書いてあるんですけれども、もともとの目的は、児童等の尊厳を保持するためにできた法律なんだということです。

いじめの被害に遭った子の尊厳、もしくは、いじめの疑いがある子の尊厳、もっと言うと、一人一人在籍している子どもたちの尊厳を保持した教育活動ができているかということが問われております。特に、今いじめの疑いで、まだいじめと認定されていないんですけれども、冷やかしたり、からかい、ちょっかい等で、その段階でもう尊厳を傷つけられて学校に来られなくなってしまったという子も少なくありません。改めて、この法律は児童等の尊厳を保持するためにできた法律なんだということをまず皆さんと一緒に共有したいと思います。

それともう一つ、今、赤司副参事からお話がありましたけれども、いじめは子ども同士の中で起こるものであるという大前提を皆さんと共有したいと思います。だんだんいじめの問題が大きくなってくると、学校と保護者様とか、大人同士で議論が熱くなってきたりとか、子どもがいつの間にか置いていかれて大人だけの議論になっているところもあったりとか、もしくは、大人がすごく一生懸命いじめのことを考えているんだけど、子どもはどちらかというと、子どもの意見を言うと、私たちはそういうことを求めているんじゃないんです、そういうふうに支援してもらいたいんじゃないんですということで、ちょっと乖離しているようなところも少なくありません。

改めて、いじめというのは子ども同士の中で起こるものである。だから、子ども同士も自分たちとしてどういうふうにしていくのかということを、やはり考えていくことが求められるということです。

では、これらのことを踏まえて、本日、私の話の目的は1点のみです。今のいじめ防止対策推進法等の法律や国の生徒指導の指針を踏まえて、子どもを主語にしたいじめの予防・対応について考えるということです。今、赤司副参事から子どもを中心にするということで、

子どもはどうしたいのか、どう感じているのか、何をしたいのかという子どもが主語になるということですね。大人が子どもに対してではなくて、子どもはどうするのか、そのところをまず共有したいと思います。

それでは、先ほど出たいじめ防止対策推進法の第8条、これは、学校及び学校の教職員の責務というのがあります。真ん中から下、薄いところではないところですね。このところを私が読みますので御覧ください。学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するというふうに出ております。防止、早期発見、対処、これがポイントですよ。

では、この防止、早期発見、対処、このことから、いじめの予防・対応は3層が基本だということと言えます。それは何かというと、まず、今一番最初に出た防止、早期発見、それと対処ということですね。防止というのは、まだいじめが起きていない段階ですから、全員を対象にして、いじめを起こりにくくする。早期発見というのは、いじめの疑いがあったり、冷やかしかや、からかいとか、まだどちらかということと小さな段階ですよ。その段階で早期発見したときに対応する。ですから、兆候が見られる子どものみを対象。そして対処というのは、残念ながらいじめが発生してしまった。そこでも適切な対応をすること、いじめの予防・対応はこの3層が基本だということが、今のいじめ防止対策推進法から言えます。

この防止と早期発見のところを予防というふうに捉えることができるということですね。今、世田谷区でいじめの条例をつくっていますけれども、条例のほうでは3層じゃなくて、さらに丁寧に4層というふうに想定してつくっております。それはどこかということ、早期発見だけでなく早期対応も入れている、防止、早期発見、早期対応、それと対処というふうに4段階で丁寧にしておりますということです。

そうすると、もういじめだけでなく不登校等も含めて、学校の生徒指導も3層構造が基本だということは、学校現場にお勤めの方、もしくは勤められていた方は経験則からも御理解いただけると思うんですけれども、学校も防止、早期発見、早期対応まで入りますね。それと対処、学校での生徒指導も大きくはこの3つに分けられるかなということですね。防止は全ての子どもを対象、早期発見は兆候が見られる子どもを対象、そして、このところを予防と言うということですね。まず、ここを皆さんと共有したいと思います。

では、ここで生徒指導提要という話に行きたいと思うんですけれども、これは何かとい

うと、国の生徒指導の指針を示したものです。学習指導要領の生徒指導版だと思っていただけだと思います。これは平成22年に刊行されたんですけれども、学習指導要領と同じように10年以上たっていますので、令和4年12月に改訂されました。改訂された生徒指導提要は、1部の総論と2部の各論に分かれております。2部の各論というのは、4章のいじめとか10章の不登校とか、それぞれの事象について書いてあります。

ここのスライドに出ているのは、総論の1部の目次です。この目次に、1章に生徒指導の構造というのが出ております。ここに2軸3類4層構造、2軸3類というのはちょっとスルーしていただいてもいいんですけれども、4層構造となっています。何だか難しそうな話ですけれども、今、いじめの生徒指導の対応も3層が基本だというふうに皆さんと共有しましたので、この3層がちょっと丁寧になって4層になったと捉えていただければいいと思います。

では、どのように3層から4層になったかというところ、この防止のところは2つに分かれたということです。今までの防止だと、いじめを起こりにくくするためにということで防止をしようとしていた。そのいじめを起こりにくくしようとするためにというのは層2のところなんですね。これまでは層2、層3、層4の、この3つで3段階と言っていたものを、いやいや、層1の発達支持的生徒指導というのが必要だ。つまり、子どもたちがいかに成長して発達していくかという観点がどちらかというと少なかったということです。だから、いじめが起こらなければいいのか、不登校が起こらなければいいのか、そこだけで終わっていたと。そうじゃなくて、それよりもさらに、いじめとか不登校の問題も含めて子どもたちが成長、発達していくことが大事だということで、層1と層2、防止を2つに分けたということです。

では、この生徒指導提要の第2部、各論のほうですね。4章のいじめ、ここにつきましても今の4層で分けて対応するといいんじゃないかということが書かれているものです。つまり、発達支持的生徒指導、層1の部分です。ここが層2、ここが層3、ここが層4です。層4のところは、もういじめが起きてしまった後の話なので、事後対応のところなので、ここに「重大事態に発展させない」というふうに出ていますね。生徒指導の4層構造の図、これは生徒指導提要の19ページに出ているものなんですけれども、今言ったこの4層のところ、ここがもういじめが起きた後の事後対応のところなんです。今、「重大事態に発展させない」と書いてありましたよね。この4層のところは重大事態だと思っている方も少なくありませんが、重大事態というのは、この先にありますということです。

重大事態というのは、先ほど赤司副参事もお話で触れていましたけれども、いじめ防止対策推進法の第28条で重大事態の定義を示すとともに、重大事態が発生したときに必要な調査を求めているものです。それは何かというと、ここに生命、心身、財産、生命に関わること、つまり、いじめにより自ら命を落とそうとしてしまったりとか、重大な傷害に発展してしまったりとか、重大な金品を取られてしまったりとか。それが1号事案。2号事案としては、いじめにより相当の期間、学校に来られなくなってしまった、こういうものが重大事態となっております。

先ほど、いじめはどの子にも起こり得るものだとお話がありましたけれども、重大事態までには発展させてはいけないということは皆さんと共有したいと思います。ですから、たとえ層4の段階でいじめが起きたとしても重大事態に発展させないように、層4の段階で適切な支援をする。もっと言うと、層3の段階、まだ大きな問題にはなっていないんですけれども、冷やかしやちょっかい、からかい等でも嫌な思いをしている子どもが出た段階ですよ。その段階で適切な支援をすることによって、層4に発展しないように食い止めることが大事ですね。

もっと言うと、層2の段階ですよ。ここは予防を1と2に分けたところなんですけれども、まだいじめ等が起きていないんだけれども、学校は集団生活の場ですから、いつ友達同士でトラブルが起こるか分からないですよ。ですから、前もって起こりにくくするような働きかけをするということが層2。ですから、層2をやることによって層3に行かないようにする。

もっと言うと、いじめという言葉はもう横に置いておいて、層1の段階、日頃から子どもの人権とか思いやりとか、やっぱりお互いにみんなで協力することの大切さ、そのようなことを日頃、各学校で先生方が工夫してやられている授業や学級経営、それを充実させることによって、結果的にいじめ等に進まないようにするこの層1、こう考えると、重大事態の発生のみならず、いじめの予防・対応というのは全てに関わっているということが共有できます。

ただ、一般的に言うと、いじめの対応・予防というと、層3と層4のあたりからやるというパターンが多いんですね。これは学校の生徒指導も同じだと思うんですけれども、層3、4のあたりをすることが生徒指導だということが昔から捉えられているんですけれども、保護者様からも学校にいじめのことで相談が来るというのは、大体層3のあたりが多いわけです。でも、層3になると、学校へ行きたくないといって、もう学校に行かないで

休み始めちゃったという子も少なくないので、だから、層3からやっている場合が多いんですけれども、全体で見ると少し遅いかなという形なんです。

かといって、学校の先生方は別に手を抜いているわけじゃなくて、層3にならないと兆候が見られないですよ。だから、目に見えないから、1、2がなかなかどうしていいのか分からないというのが現状なんですけれども、今、国も含めて各自治体では1、2をどのようにするのかというところをいろいろ工夫したりとか、施策を打ったりとか、調査研究を進めているという状況です。

また、生徒指導提要は、層1の一番下の段階です。ここを重視しております。ここというのは、日頃の教育活動を重視するということですよ。日頃の教育活動を重視するなんて、もう昔から言われていますよね。でも、昔と違うところはどこかという、昔の国の通知、通達を見ると、教職員や大人は子どもに対して何々すべきであるという書き方が多かったんです。つまり、教職員や大人が主語になっていたことが多かったんです。でも、ここでは、今、世田谷区が条例で目指しているように、子どもを主語にするという、同じ日頃の教育活動を大事にするんだけど、子どもを主語にした教育活動を大事にしましょうということが層1なんです。

つまり、子どもが自ら発達するのを教職員や大人が支える。まとめると、こういう感じですね。主語は子どもであり、教職員や大人は彼らを支える働きかけをする。だから、発達支持的生徒指導という、ちょっと長ったらしい言葉がついているんですね。つまり、成長、発達するのは子どもであると。それを支えるのが教職員や大人だということで発達支持的生徒指導であるということです。ただ、日頃の教育活動を充実させるというのは、子どもを主語にして充実させるということが、今、いじめのみならず、全体で国の生徒指導としては求められているところです。

そうすると、全ての子ども対象ですから、担任の先生や生徒指導の担当の先生だけが担当者じゃなくて、その子どもに関わっている人は全員が担当者ということになります。ですから、それが結果的にチームになっている組織みんなでやりましょうという話になりますということです。

この生徒指導提要の図が、今、こういう感じで平面図なんですけれども、実はこれは平面図じゃなくて、こういう円柱になっていると捉えればいいんじゃないかと思います。なぜかという、この層4の段階の子、つまり、この子は、もういじめの加害者とか被害者とか、いじめで言うと、そういう状況にある子ですよ。生徒指導提要では、層4の段階

ではどういう対応をするか、支援するかと書いてあります。

一般的に、層４の加害者、被害者に対してもこういう支援をしましょうというふうに出ていますけれども、たまたまそのときはいじめの加害者、被害者の状況にありますけれども、その子たちだって、いずれは社会で自立していかなくちゃいけないわけですよ。だから、当然のことながら層１の段階の働きかけというのが必要なわけです。

また、層３の段階、いじめがきっかけで学校に行きにくくなって、まだ大きいじめの問題には発展していないんですけれども、兆候が見られている段階の子ども、そういう子どもに対しても、やはり支援の仕方というのはありますけれども、でも、そういう子どもに対しても、その子が将来社会で自立していくために層１の働きかけが必要だということです。

これまでのいろんな地域のいじめの条例だとかを見ると、やはり対応とか、子どもたち同士の関係を修復するとか、いじめのトラブルが収まればいいのかなというところが、どちらかというと、そこを目指しているところが少なくはないんですけれども、今、世田谷区でやっているのは層１のところですね。だから、たとえばいじめの状況に遭っている、被害者の子ども加害者の子どもであっても、それを通して成長、発達していくような働きかけをする、ここが新たな視点ではないかな、これまでに欠けていた視点じゃないかなということを、今、世田谷区では条例に入れようとしているということです。ここは大事な新たな視点だということで皆さんと共有したいと思います。

それでは、まとめでございます。法律や国の生徒指導の指針を踏まえて、子どもを主語にしたいじめの予防・対応について、一緒にお話しさせていただきました。まとめとしては、最終目的は、一人一人の子どもの成長・発達を促すことで、結果的に、いじめが起こりにくくなる環境をつくることであると。

最初からいじめを起こりにくくするために何々するんだではなくて、結果的にいじめを起こりにくくするため。最終目的は、一人一人の子どもの成長・発達だということですね。それは、いじめに関わっている子だけでなく、全ての子どもたちにも言えるということです。

ですから、たとえば学校にいじめの件数がゼロであったとしても、いつかいじめられるんじゃないかということでびくびくして子どもが学校生活を送っていたら、それは魅力ある学校とは言えないですよ。そういうことで、こういうまとめにさせていただきました。

最後になりますけれども、世田谷区が日本一笑顔が絶えない子どもを育む地域となりま

すことを祈念しております。御清聴、ありがとうございました。

○司会 藤平先生、ありがとうございます。

いじめ防止対策推進法の確認ですとか、それから、子どもを主語にした教育活動、いじめの予防・対応などについてお話しいただきました。

続きまして、区の検討状況に移りたいと思います。世田谷区いじめ防止等対策推進条例（素案）についてです。

世田谷区教育委員会事務局学校教育部の山田部長からお話をいただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

○山田学校教育部長 皆様、こんにちは。世田谷区教育委員会事務局学校教育部長をしております山田といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、区の検討状況ということで、5分程度お時間をいただきまして御説明をさせていただきます。

これまでお話がございましたけれども、学校現場におけますいじめの現状、また、子どもの最善の利益から考えるいじめの新たな視点を踏まえながら、現在、世田谷区では、仮称でございますが、世田谷区いじめ防止等対策推進条例の制定を目指して検討を進めておりまして、素案を今現在まとめているところでございます。

私からは、現在進めている条例の素案のポイントについて、簡潔に御説明をさせていただきます。

条例の構成としまして、現在こうやって、今スクリーンに示してございますけれども、前文から始まりまして、7章立てとさせていただく予定でございます。前文では、本条例の根底にあります考え方を示しております。子どもの尊厳と人権、そして、子どもの最善の利益を最優先とすることを明確にした上で、いじめは特定の子どもだけの問題ではなく、どの子どもにも起こり得るものとして、状況によっては被害者、また、加害者にも、また、傍観者にもなり得るという認識に立ってございます。

そのため、被害を受けた子どもの権利回復を最優先としながら、早期に気づいて、支えて、深刻化させないこと、また、子どもの意見や意向を尊重しながら、学校や家庭、地域、関係機関が連携して取り組むことを条例全体の基本姿勢としております。

まず、第1章、総則でございます。この章では、条例の目的や基本理念を定めております。目的で特に重要なのが、従来の未然防止や早期発見、早期対応に加えまして、予兆への気づき及び予防的対応を位置づけていることです。また、被害を受けた子どもの心身の

回復や、再発防止、関係性の調整、回復、これらを含めて総合的に取り組むことを明確にしております。

基本理念では、全ての判断と対応において子どもの最善の利益を最優先とすること、被害を受けた子どもの安全・安心と尊厳の回復を最優先とすること、さらには、処罰や責任追及を目的としない、これらを定めて、子どもの意見表明権の尊重も大きな柱となっております。

続いて、第2章は、区立学校におけるいじめへの対応の基本方針でございます。ここでは、区立の小中学校における対応の基本的な考え方を示しております。いじめは、行為の程度や背景、関係性によって様々な形を取ります。そのため、同じ対応を一律に当てはめるのではなく、事案に応じた対応を行うこととしております。特に、発生したいじめについては、早期に気づき、支え、深刻化させないことを重視しまして、子ども同士の関係性の調整や回復を視野に入れながら対応することを定めております。

続いて、第3章は、各主体の責務等です。この章では、区、教育委員会、学校、保護者、地域など、それぞれの役割を明確にしております。特に特徴的なのが、いじめ対応を学校だけに任せるのではなく、区全体で取り組む仕組みとしている点でございます。教育委員会には学校支援のほか、弁護士や心理士などの専門職の活用、学校には担任のみに任せるのではなく、管理職を交えた組織的対応、保護者や地域には早期の情報提供やいじめに関係した子どもを孤立させない支援を求めています。

続いて、第4章の区立学校における段階別対応の基本では、本条例の特徴的な考え方を予防、早期発見、早期対応、複雑事案への対応の4段階で整理しております。

特にポイントとしては、予防と予兆への対応を重視していることです。子どもの表情や言動、関係性の変化などを見逃さず、問題が表面化する前から支援につなげることを重視しております。さらに、SNSトラブルなどの複雑事案についても、早い段階から専門職や関係機関と連携して対応することとしております。

続いて、第5章、体制等です。ここでは、実効性を担保するための体制整備について定めております。区及び学校のいじめ防止基本方針の策定に加えまして、関係機関との連携を図るためのいじめ防止等対策連絡会、そして、教育、心理、福祉、法律等の専門家で構成するいじめ問題調査委員会を設置し、専門的かつ中立的な立場から調査や提言を行う仕組みを整えております。

続いて、第6章、いじめ重大事態への対処でございます。いじめ重大事態への対処では、

事実解明だけではなく、支援と調査を並行して進めることを基本としております。被害を受けた子どもの生命や心身の安全と学ぶ権利を最優先とし、本人や保護者への支援を速やかに開始いたします。また、調査主体についても、事案の状況や当事者の意向を踏まえながら適切に選択できる仕組みとしております。また、必要に応じて再調査も行える制度としております。

最後に、第7章、区立学校以外の学校等でございます。本条例の直接の対象は区立の小中学校ですが、いじめは学校種別を問わず発生し得ることから、区立学校以外の学校や未就学児施設との連携についても規定しております。

以上が条例素案の概要でございます。

本条例は、子どもの最善の利益を軸として、被害を受けた子どもの安全・安心と尊厳の回復を最優先にしながら、予防から重大事態までを一連のものとして捉え、子どもの声を尊重し、区、学校、家庭、地域が連携して取り組む実効性のある制度を構築していくことを目指すものでございます。

条例の素案のポイントの御説明は以上でございます。

次に、スライドが変わりまして、本条例の制定に向けました今後の予定でございます。9月26日にシンポジウムの開催を予定してございます。条例の素案について区民の皆様に御説明するとともに、これまで子どもたちを対象として実施した実態調査アンケート、また、友達との関わり方について考えるワークショップでの結果、意見を共有し、いじめが起きたときに、子どもが大人にどのように関わることを求めているのかといったことについて議論してまいります。9月中旬から10月初旬にかけまして、条例素案のパブリックコメントの実施も予定しております。ぜひ様々な御意見をお寄せいただきたいと思います。御協力のほど、よろしくお願いいたします。

そして、11月に開催予定であります第2回総合教育会議では、それまでにいただきました御意見等を踏まえまして、条例の実効性の担保に向けました学校現場及び地域での定着と子どもも含めました理解促進について検討させていただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○司会 山田部長より、世田谷区いじめ防止等対策推進条例（素案）についてなどを御説明いただきました。ありがとうございます。

さて、この後ですが、休憩を挟みまして、区長と教育委員会による意見交換を行います。

休憩時間に御質問を集めさせていただきます。

会場で質問票に記載いただきました方は、入り口付近の会場係員にお渡しください。オンラインの方はZOOMのQ&A機能により質問をお寄せください。

なお、質問への回答が本日の時間の関係でできないこともございます。あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、これより休憩に入りまして、14時10分頃に再開いたします。よろしくお願いいたします。

(休憩)

○司会 それでは、時間になりましたので、再開をさせていただきます。

ここからは、前半の内容を踏まえて、区長、教育委員会による意見交換を行います。また、前半で御講演いただいた藤平先生と教育委員会事務局の赤司副参事にも議論に加わっていただきたいと思います。皆様、よろしくお願いいたします。

ここからの進行は、世田谷区の船木参与にお願いしたいと思います。

○船木参与 船木でございます。よろしくお願いいたします。着座にてこれから進めさせていただきますと思います。

最初に申し上げておきます。おまえ、誰だとかというふうに使われていると思うんですが、3年前ぐらいから世田谷区で参与職をいただいて、お仕事を御一緒させていただいております。実は、教育分野の専門家ではないんですけれども、地域づくりとか、まちづくりをやっていると、特に地域に行きますと、今、ローカルのほうですと義務教育学校ですとか様々あって、教育の部分と地域づくり、まちづくり、それから地域の方々の一体的な教育現場へ入っていただくというようなことも多々ございます。それからあともう一つは、高校の魅力化みたいなこともありまして、教育分野をいろいろ見てきているということもあって、今日、こういうところにキャスティングいただいているのかなと思ってございます。

そんなところで、専門的な観点ではないかもしれないけれども、素朴な質問等々もしてみたいと思ってございます。改めて、皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、まずは、基調講演、藤平先生のお話をいただいて、その上で皆さんの御感想等々をいただきたいと思います。この辺はちょっとシナリオがありまして、順番がどうも決まっているので、事務局からいただいたシナリオどおりに行きたいと思います。

皆さんはもう御存じかもしれないんですが、今日初めて聞いている方もいらっしゃると思うので、簡単な自己紹介と御感想等々、御意見等々、少しいただければと思い

ます。

それでは、澁澤委員からお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○澁澤委員 澁澤です。もう何回か、この総合教育会議を聞かれている方にはもう今さらなんですが、私は、今は、今、船木さんがお話しされたような地域づくり、特に過疎地域をどうやってこれから支えるかということのお手伝いをしています。ただ、私が関わるところの過疎地域は、ほとんどもう統廃合、学校を潰そう、あるいは学校を統合しようという、学校をどうにか数を減らしていこうという猛烈なバイアスの中で仕事をしているんですが、この世田谷区は全くその正反対の状況にある。ちょうど世田谷区を、私は今年で15年目になりますが、教育委員として世田谷区の教育をずっと見させていただいて、伴走させていただいてきました。

そんなことから、ちょっとお話をしようかなというふうに思っていますが、今、いじめ防止等対策推進条例とかと、非常に堅苦しいというか、堅い名前の条例の検討が始まったわけですが、いじめ防止ということを単純に考えてみたとき、本当は、この条例を一番喜ぶのは大人たちなんだと思うんですね。なぜかというと、子どもたちのところにもいじめはあるんでしょうが、私どもがふだん仕事をしている、要するに、大人の社会の中はいじめだらけということです。

それはもう当然、皆さんも御承知のとおり、ちょっとあればSNSが炎上したというようなことは、もう毎日のように話題になっておりますし、それから、今現状抱えている、例えば経済情勢が全く不安定だ、あるいは気候変動に見られるような地球の環境自体が、経済を支えるインフラである自然環境がもうおかしくなっているんじゃないかと。ホルムズ海峡で戦争があって、あそこを通らないと日本の経済も大変だ。一体私たちはどこへ進むのかという猛烈な社会の中に充満しているストレスというか、不安、それが大人の社会にはそのまま出てきているんだと思います。

前にもここでお話ししたんですが、水俣病の経緯をずっと私も横で拝見をしてきたんですが、水俣病が起きて一番の問題は、水俣の魚は当然売れなくなりますが、野菜も売れなくなる、あるいは水俣出身というだけで就職もできなくなる。今で言う、いじめが社会から起きた。風評被害と言われてしまえばそれまでなんですが、それはもう今回の3.11の福島の後でも同じようなことが起きて。そうすると何が起きるかということ、水俣という市の社会の中で、今度は自分たちのもっと下をつくろうとっていじめが起きる。つまり、自分のストレスを次に発散するという形で、いじめというのはどんどん起きてくる。ある意

味では、みんながとても満たされてストレスを感じていない社会の中では、なかなかいじめというのは表に出てこないし、あるいはそれすらがないような社会が保たれる。

では、今、一体、大人の社会をどうやったらストレスフリーにして、みんなが伸び伸びと自分たちが成長できるような社会に持っていけるか。その、ある意味では縮小版というか、その答えが、多分、この子どもたちのいじめ防止条例に反映をされるというような時代なんだというふうに思っています。

その意味では、この条例をつくるときに、やっぱり大人の成長、つまり、子どもたちを守る教員ですとか、地域の人ですとか保護者、そういう大人側の成長が同時に起きていかないと、子どもたちを支えていけるという、この基盤を、ちゃんとこの条例の趣旨にのっかって実現していくということはとても難しいのかなと思います。単純な話、私も保護者の一員でした。子どもがいるとき、区の小学校、中学校に子どもたちが通っています。そうすると、私は、一番子どもたちを守らなきゃいけないと、親はやっぱり思うんです。ですから、子ども中心と言われても、子ども中心だけれども、子どもの一番近いところに保護者がいて、保護者の向こう側に学校があったり、地域社会があるよねと、ついつい保護者は思ってしまう。つまり、子どもを中心とここで書かれているようなことを実現するためには、大人側が相当意識を変えていかないと子ども中心というのは出てこないだろうと。

例えば、ここで予兆ということが盛んに言われるようになりました。予兆をみんなで感じようと。これは感じる事なんですね。何かやったという文字情報、テキスト情報で上げていくものではなくて、この子はちょっとつらい思いをしているんじゃないかということを感じなきゃいけない。感じる一番近い相手は、子どもたちだと私は思うんです。ですから、ここで、例えば「各主体の責務」と書いてありますが、その主体の中に当然子どもたちも入ってこなきゃいけない。

つまり、子どもたちが子どもたちの社会を健全にしていく。そのお手伝いを教員や保護者や地域の住民たちがやっていくという立てつけにしていけないと、やっぱり新しい社会、新しい価値観は生まれてこないのかなと。いじめはなくなるのかなと。

それで、一体子どもたちがどんなに自分たちが夢が持てるような社会をつくれるのかというような、ある意味では、そのいろいろなサジェスションですとか、あるいは支援ですとか、それを周りの大人たちがやっていけるように、地域の未来を描いていける、その地域の未来こそが子どもたちであり、子どもたちの社会の中でいじめがなくなっていけば、それは大人たちの社会の中でいじめがなくなっていくことだというぐらいの大きい夢を見

ながらここに取り組まなきゃいけないんだなということを改めて感じましたし、決して私ども教育委員会だけでこの問題が解決するものでもないし、いじめという件数がなくなることがこの条例の目的ではなくて、先ほど藤平先生がおっしゃったように、そもそもその根幹がどこにあるのかということをもう1回かみしめなきゃいけないということを、今お聞きしていて、本当につくづく思った次第です。

○船木参与 ありがとうございます。一つ一つにコメントしていくと終わらなくなるので、取りあえず、ありがとうございました。

次は、順番でいくと中村委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○中村委員 中村です。よろしくお願いいたします。私は、世田谷区の中学校3校で校長を務めた後、福祉と教育に関係する公益法人に勤務してまいりました。仕事柄、いじめの研究とか不登校の研究とかに触れることは結構あったんです。最近、いじめの研究の中で、全国的に重大事態が非常に増加しているということが書かれていて、その中に調査委員会を担当している弁護士さんの悩みが紹介されていたんですけれども、もうまるで訴訟のために調査報告書をつくっているような気がして、むなしくてならないとありました。日本がアメリカ的な訴訟社会になってきちゃっているのかなという心配があります。それも子どもの意思なのかなと。むしろ大人の対立感情で重大事態に発展しているようなケースが見受けられるのが非常に心配になっています。

先ほどの話の中で、子ども中心の解決とか、子ども中心という言葉がいろいろ出てきましたけれども、ふと思い出したのが、私の身内がアメリカの現地校の小学生なんです。以前、同じクラスのアフリカ系の男の子に非常に絡まれて困った時期があったんですね。それで、親が担任の先生に相談したら、アメリカというのはすごいですね。すぐアフリカ系のお子さんに接近禁止令を出すんです。取りあえずそれで収まったんですが、ところが、子どもたちの関係って面白いもので、その後、うちの身内とその子の人間関係がどういうわけか回復したんですね。それで、アフリカ系の方々のコミュニティーのパーティーに呼ばれるまでになっちゃったんです。一緒に遊ぶようになったんですね。だから、あれっ、どうしたのかなと思って。その辺の関係修復については、詳しくは聞いていないですが、子どもたちにも、人間関係を調整し、回復する力というのはあるんじゃないかと。その子どもの力をいかに育てていくのが我々大人の役割なんじゃないかなと、そう思っています。

うちの子が嫌な思いをしているから重大事態だとか、そういうことではなくて、もう少し大人同士も含めて、対話というものを繰り返して、少しでも人間関係を修復するような

方向性に持っていければいいなと思っています。

確かに、暴行であるとか、金品を奪うとか、刑法的なものについては別の対応が必要になってくると思いますけれども、先ほど副参事の事例に出ていましたが大半が冷やかしか、からかいです。ですので、これは対話によって解決の糸口がまだあるんじゃないかと思っていますので、ぜひ関係者の皆さんで対話を重ねて、関係回復ができるような条例であってほしいなとも思っております。よろしくお願いいたします。

○船木参与 ありがとうございます。

次は、膳場さんをお願いしたいと思います。

○膳場委員 教育委員の膳場美帆と申します。私は、昨年12月に教育委員に就任しました。これまでは、小学校、中学校のPTA会長を務めたり、あとは世中P、世小Pで関わってきました。現在は、文京区のほうで時間講師をしたり、世田谷区でも時間講師をしたりということで教育に携わっております。

今回は、私も子どもが3人おりまして、一番下が今中学生でおります。保護者として、いじめということに関しては、今まで、当事者にならないと、なかなかやっぱり自分事として捉えられないんじゃないかなというのを感じています。今回、教育委員に就任し、こういうことについてとても深く学ばせていただいている中で、私たち保護者、家庭、そして地域という言葉がやっぱりたくさん出てくる中で、その連携というところですね、この連携というのがとても大切なんだなというのを、今日、藤平先生の御講演を聞いてもすごく感じました。

そして、その層1の部分の予防の部分、ここって、私たちがちょっと気にかければできる、大人みんなができることなんじゃないかなと感じました。私たち保護者、そして地域がどんな連携というふうに、どんなことができるんだろうと、最近よく考えるんですが、まずは、やっぱり情報共有。先ほど澁澤委員や中村委員からもありましたけれども、大人同士の対話がすごく今希薄になっているんじゃないかなというのを、私自身、今、保護者としていろんな子ども同士の対保護者の関係を見ていて、すごく感じています。

例えば、共働き世帯がすごく増えたんですね。そういう中で、保護者会の場に行っても、なかなかもう常に会える保護者というのは限られてきていたりとかして、保護者同士で子どもの様子を話す機会がなくなってきたなど。ただ学校からの報告を聞くだけだったりとかとなってしまうと、PTAもそうですけれども、だんだんとそういうこと、子どもを中心という言葉も先ほどからたくさん出てきていますけれども、子どもを中心とした保護

者同士の対話、会話、考えるということがやっぱり大事なんだなという、原点に戻るべきなんだなというのをすごく感じました。

こういう講演とか話す場を通して、私たち保護者、地域でこれから何ができるかなというのをやっぱりみんなで考えて、そういう小さなところから輪をどんどん広げていきたいと思いました。今日はありがとうございました。

○船木参与 ありがとうございます。

次は、坂倉委員、お願いします。

○坂倉委員 ありがとうございます。坂倉と申します。ふだんは、東京都市大学という大学で、教育専門ではないんですけれども、地域コミュニティとか、市民による暮らし、社会のデザイン、そのような研究をして、その結果、いろいろな地域の小中学校や教育プログラムなどをつくったりとかいうことがありますので、主に地域の方面から携わらせていただいています。

今日のお話なんですけれども、赤司さんと藤平先生のお話、本当に分かりやすく、いじめという現象について、今、世田谷区でどのようなことが起こっていて、それをどのように捉えていこうとされているのか。そして、そもそもの推進法、防止法の法律が何を目的につくられているのか。そして、子どもを中心に考えていく、いじめというものの、現象の撲滅ではなくて、そこには子どもという、実際にそこで生きている1つの主体を中心に考えていくことの大事さ、本当にそのとおりだなと思いました。

一方で、いじめという言葉については、すごく難しいなということを改めて思いました。重いものも一部ある一方、大体が軽微なものだという事実を説明されると分かるんですけれども、会話の中で用いられるいじめという言葉に、その方がどのような意味を込めて話しているのか、すごく重大なことをおっしゃっているのか、あるいはそうじゃないものなのかというのが、混乱しがちです。また、いじめは人間社会のなかではどうしても起こり得るものだということも、確かにそうなんですよね。人間関係というのは本当にややこしくて、こんなにAIでいろんなことが機械で自動的にできるようになったり、医療とか宇宙工学とか、ものすごいテクノロジーが発展しているのに、いつまでたっても職場の人間関係がうまくいかない。人間の関わりというのは本当に予測不可能というか、コントロールできない、すぐエラーが起こるという予測不能なランダムな動きが起こるから、それが子どもで教室となると、当然、ある一定の確率で何か衝突が起こったり、行き違いが起こったりというのはあると思うんですよね。

だから、いじめは起こり得る。だけれども、だから仕方がないというわけではない。そういうものが野放しになっていたり、ずっと上下のマウンティングじゃないですけれども、強い者が弱い者を虐げ続けるみたいなことが放置されているような場なのか、そうではなく、お互いにちゃんと気かけながら、何かが起こったとしても自然にその関係が修復されていくような、そういう関係性が常態的にある教室なのか。これらは全然違いますよね。だから、そういう修復的な環境づくりも踏まえて見たときに、初めていじめというのは起こり得るものなんだと言えるだろうし、そこに対して何か介入できることがないのか、と考えることもできると思います。

あと、何より、今日、すごく私は思ったんですけれども、いじめという言葉の問題なのですが、そこで起こったことを「いじめ」と言ってしまうと、そこには、私じゃない誰かの身に起こっているものみたいに、どうしても人ごと化されてしまう働きがあるんじゃないかと思いました。私も子どもが小学生なんですけど、例えば自分の子どもがすごくいじめで悩んでいて、学校へ行きたくないなみたいなことになったときのことを想像すると、このえも言われぬつらさというか、寂しさというか、そんなことが理由で学校に行けなくなってしまうなんて、どうしてそんなことになるのみたいな。ずっと楽しかった教室に行けなくなるみたいなことがなぜ起こってしまうんだろうか。その理不尽さみたいなものをどういうふうに親として受け止めていいんだろうか。そういう、今、私、あるいは私の身内に起こっているいじめという現象のなまなましい経験が、いじめであるということで問題として扱われるときに、どこかよその人の困ったことだねみたいに人ごと感が生まれてしまうということがあるんじゃないか。いじめという言葉が、当事者の苦しみとは違う水準に議論を持っていってしまうというのが、何かちょっと問題だよなと思いながら聞いていました。

もちろん、子ども中心というのがすごく大事で、子ども中心に周りの人々も動いていくことが必要です。親同士の果たし合いみたいになってもしょうがないので、そこは子ども中心で、しかも、今だけじゃなくて、子どもが仮にそうした経験をしたとしても、心身が健やかに成長していける、その未来を一緒につくっていくみたいな、そういう意味でも子ども中心という考え方が大事だと思うんですけれども、一方で、親も当事者だと思うんですよね。先生も当事者だし、教育委員会の担当者も当事者と言えるし、全員がここで今起こっている人間関係上の、誰かが苦しんでいた、困っていたということの当事者として事態を何らかの形で一緒に進めていく。その結果、いろんなことがあってだんだん状況

が変わっていったり、関係が緩和していったり、何かいろいろな変化が起こったり、別れたり、くっついたりみたいな、そういうプロセスとして、本当に当事者として関わっていく人を増やしていくのが大事だなと思いました。

そして、そのために、ちょっと私には、まだどんな対応があり得るか分からないんですけれども、そうしたいろいろな人が当事者として関わるプロセスに向けての条例だったり、それに向けての手続きみたいなことが想定できていくと、さらに、本当にみんなにとって、頑張っただけの考えがあるよねという条例なり、対応策が見つかっていくのかなんていうことを思いながら伺っていました。ありがとうございます。

○船木参与 ありがとうございます。

この流れで、今まで御感想等々をいろいろいただいて、御意見等もいただいたんですけれども、教育長はいかがでしょう。

○知久教育長 教育長をしております知久孝之と申します。私は、もともと世田谷区の行政職員として勤めておりまして、令和6年、役職定年を迎えた折に区長の御推挙をいただきまして教育長に就任をいたしました。それから約2年3か月ほどたっております。

本日は、藤平先生、基調講演ありがとうございました。先生のお話と赤司副参事の現在のいじめの課題、あるいは状況のお話を踏まえまして、現在の条例づくりの当事者として、いじめについての思いをお話しさせていただければと思います。

まず、世田谷区のこの条例づくりもしかりなんです、これを考える上で私たちが忘れてはいけないのは、国のいじめ防止対策推進法がつくられた、その原点だと思っています。この法律は、いじめによって子どもの尊い命が失われました。この痛ましい出来事への反省から生まれた法律です。そして、いじめを見逃さないこと、早期に気づく、支援につなげること、これが社会全体の共通認識となりました。法律施行後、約10年余りで学校現場、社会も大きく変わってきたと思います。

先ほど、赤司副参事からも御報告がございましたが、世田谷区でもいじめの認知件数が増えています。そのことを心配する声も届いてはいますが、認知されるからこそ、支援につながります。逆に、認知されなければ支援の手を差し伸べることはできない。その意味では、認知件数の増加は、子どもたちの声に耳を傾け、見逃してきた苦しみに学校、我々が気づけるようになってきた結果とも言えるのではないかと思います。

一方で、学校現場では新たな課題も見えてきました。従来のいじめの対応は、被害を受けた子どもを守り、行為を行った子どもに反省を促し、関係修復につなげる、こうした構

図が中心、一般的ではありましたが、ところが、近年、発達特性や感覚の違い、心の状況など様々な背景を持つ子どもたちが関わる複雑な事案が増えてきました。その中には、どちらか一方だけが傷ついているのではなく、双方が傷つき、双方に支援が必要なケースも少なくありません。

こうしたケースでは、どちらが悪いかという整理だけでは十分な解決につながらず、どうすれば子どもたちが安心して学校生活を送れるようになるのか、先ほどの報告にもございましたが、この視点がより重要になってまいります。

また、近年、保護者の皆様の意識も大きく変化をしております。早い段階から専門家や弁護士が関わるケースも増えてきました。それ自体は当然のことなのですが、大人同士の対立が前面に出てしまうと、本来、中心に置くべき子どもの思いや願いが見えにくくなってしまうことがあります。そう考えると、今私たちが向き合っているのは単なる問題行動への対応ではなく、一人一人の人権をどう守るか、多様な子どもたちがどう共に育っていくのかという課題だと思っています。

だからこそ、本日繰り返し示されております子どもを中心という考え方がこれからますます重要になってくるのだと思います。教員をはじめ、大人の都合や立場だけでなく、子どもは何を感じているのか、子どもにとって何が最善なのかを出発点としていきたいと思っています。そうしたスタンスがこれからのいじめ対策の基本であり、現在検討を進めている条例の中心的な視点となっていくと思います。

本日の御議論を踏まえながら、子どもの最善の利益を第一に考え、一人一人の子どもの声にしっかり耳を傾ける条例づくりを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○船木参与　ありがとうございます。

それでは、ここまでのいろいろなお話等々を受けて、区長、いかがでしょうか。

○保坂区長　世田谷区長、保坂展人です。私は全国の首長の中で、多分、ジャーナリスト出身の首長というのはいらっしゃると思うんですが、子どもだけが読んでいる雑誌で約10年間、いじめの様々な子どもたちの声を取り上げて、80年代から90年代にかけて子どもたちから約5000通の手紙を頂き、この中には、学校時代のいじめを、もう10年、15年たっても苦しんで活動しているという若者たちの声もありました。

そういう立場から、今回、いじめをめぐって、この課題ですけれども、いじめ撲滅という言葉、先ほど、撲滅ではなくてという文脈で使われましたけれども、90年代ぐらいから

撲滅という言葉がかなり使われる、最近はあまり聞きませんが、撲滅というと、簡単に言えば、いじめという突起物をハンマーで叩いて制圧するという意味合いが想像されるんですけども、そうやって粉碎されたいじめのDNAというのは必ず飛び散って、また次の形で表れてくる。では、撲滅ではなくて何が解決なのかというと、言葉で言えば、いじめを解消する、イメージで言えば溶かす。温かい笑いだとか、楽しい熱で、藤平先生の最後のところにありましたけれども、楽しい教室、愉快的日々というものを子どもたちが取り戻したことによって、あっ、いじめということがあったねと思い出す、この状態が一番修復される状態だと思います。

そういう状態を目指して、この条例が何より子どもたちに届くといいなと思っておりまして、子どもの権利条例というのを世田谷区でも既につくって、これは子どもたちに届ける様々な試み、活動をやっております。

その中のコアな部分としては、やはり子どもが権利を持っているんだと、かけがえのない自分、その命を頂いて、今ここにいる自分はその尊厳を守られている、あるいは守ってもらえる存在であるということをしっかり持った子どもたちが友達や、友達よりはちょっと遠い存在の子どもが暴言や暴力で追い詰められようとしているときに、そこにブレーキをみんなでかけようという、自分1人でというと、今度は標的になる心配があるので、そういう子どもの力というお話も、今、教育委員の皆さんから、子どもたち自身に内在する力ですね、そこをちゃんと引き出していこう、その力をいじめ解決の主体としてちゃんと注目していこうという、ここが本当に方向性としては出てきたなと思います。

澁澤先生のお話で、大人たちも非常な競争環境にさらされていると。不安と、あと、ある種のいじめ的な社会構造にあるというお話がありましたけれども、つい先日、7月26日だったと思いますけれども、神奈川県をやまゆり園という知的障害者の施設に忍び込んだ元職員が大量の知的障害者、しかも応答ができるかできないかで試して、できない子たちに関して殺害をしていったと。けがをした人も多かったと。すさまじい衝撃を与えた事件だったと。10年ぶりということで報道されたので、改めてあの事件のことも考えましたけれども、私があのにショックだったのは、ネット上に、この大量虐殺、犯罪の中でもあまり類例のないようなひどい事件に対して、気持ち分かるよと、むしろその加害者に共感するような声が結構あったんですね。ということを考えると、あそこまで明確な大量殺害というところに及ぶ手前の手前に多くの人がいるに違いないんだけど、どこかでブレーキがどんどん外れていくと、極論すると、ああいう世界に近いところに行ってしまう

この社会の危うさということを考えました。

そういう意味では、差別や排除、能力主義や成果主義ということが大分浸透した中で、今、坂倉先生のほうから大人のという話が出ましたけれども、大人自身も対話する、PTAで雑談する時間も、お仕事とかそういったことでほとんどなくなってきてしまっているという今の社会のきしみが、やっぱり子どものいじめをめぐる状況では過去よりさらに厳しくなっているのかなというふうに感じます。過去は、私がジャーナリストだった頃はSNSがありませんでした。つまり、学校から去ったら、一応安全圏に行ったわけですが、むしろ学校から去った時間のほうがネット上で何を言われてくるのか分からないというようなところが現状かなと。そのすごく困難なところにこれから挑んでいきたいと思います。

○船木参与 ありがとうございます。

もっと短くと実は言っていたんですけどもね、あっという間にもう、皆さん、たくさんおしゃべりしていただいたのでどうしようかなと思いがらいるんですけども。ありがとうございます。

藤平先生、ここまでいろいろお聞きして、感想だったりとか、何かちょっとコメントとかをいただけるとうれしいなと思います。よろしくお願いします。

○藤平氏 ありがとうございます。ここまでで、共通点で、やっぱり子どもだけに関わるんじゃないくて、大人の世界にもいじめがあるので、大人の意識も変わっていかないと駄目なんじゃないかというようなことが澁澤委員の話から進んで出たと思うんですけども、それを聞いていて、よくこういうことを言われることがあるんですね。大人の社会にいじめがあるんだから、子どものときにあまり目くじら立てて何々何々するというんじゃないのというふうに言われることが結構あるんですけども、そのとき、私はこういうことを言っているんですね。じゃ、今の子どもが大人になったときに、大人の社会にもいじめがない社会をつくることを期待したいですねというふうに言っているわけです。

もちろん、今の大人の人が学生、子どものときに、そのときの学校教育に課題があったとは言わないまでも、やっぱり人の尊厳を重視するとか、思いやりを大切にするとか、子どもたち同士でそういうことを考えることによって、彼らが大人になったときは、少しずつでも、やっぱり大人にもいじめがあるんだよねというのがないような社会をつくるのが望ましい。

だから、そう考えると、今、子ども中心で、子どもたちも考えてやっていくことによって、大人自身もやっぱり少しずつ、ああ、自分も今の社会の中で他者の尊厳を傷つけていないかなとかと振り返ることにつながることになるといいんじゃないかなと思いました。

あともう1点、対話というようなこともすごく共通点で出たと思うんですけども、今データで、やっぱりAI時代になってくるんですけども、アナログを大切にしている学校というのは結構いじめや問題が起こりにくいというデータがありますということは共有したいと思います。

以上です。

○船木参与 ありがとうございます。

この辺から、残りの時間、僕が少し、逆にこんなことを聞きたいですと、それぞれの方にキーワードを投げてお返事をいただこうかなんていうことを思いながらいます。せっかく僕もコーディネートさせていただいているので、そんなことを思うんですけども、まず、赤司さん、来ないと思っていたでしょう。

○赤司学校教育部副参事 ちょっと油断していました。

○船木参与 でしたよね。子ども中心というキーワードがあるじゃないですか。僕は素朴な疑問で、子どもがそろそろもう高校、大学なんですけれども、えっ、子ども中心じゃなかったのって、逆に言うと、そういうふうにも思わんでもない。ちょっとわざと混ぜっ返しで言っているんですけどもね。そこをやっぱりちゃんと子ども中心としっかりここでおこうと思っている状況というか、認識というのはどういうところなんだろうという、福祉分野とか、そういうところだとパーソンセンタード・アプローチとか、いろいろあったりするんですけども、今この段階でそこをきちっと語り込んでいこうと思っている部分というのは、どういう感じなんですか。

○赤司学校教育部副参事 当然、これまでも学校現場では子ども中心でやってきたところはあるんですけども、このいじめの問題を考えたときに、先ほどもお伝えしたように、そこには様々な背景や要因、いろんな環境が複雑に絡み合っている中でのところで、子どもを中心にしてはいるんですけども、なかなかその子どもの思いや考えが把握しにくくなっている状況があるというところからの、そういった子ども中心の条例をとということで考えたところになります。

○船木参与 ありがとうございます。別に嫌がらせで言っているわけじゃないですからね。すみません、僕はコミュニケーションとかマーケティングの仕事をしていた人間から言う

と、実はフォーディズムという概念がありまして、車のフォードなんですけれども、流れ作業で物をつくれる、実はそういう人材育成をしようというので、ある種、学校ができたなんていう言い方もあったりすることがあるのは、教育の分野の方々は御存じかなと思うんですけれども。あと、パウロ・フレイエという方が銀行型教育みたいなことを言っていたりというようなことで、形があって、教える人がいて、受け取る人がいるみたいなことの構造から、やっぱりそこからいろいろ変わっていかないとねというのが、今、探究学習とか、そのような領域のことだと思うんですけれども、中村さんにお聞きしたいのは、対話というキーワードを最初におっしゃったのは中村さんなんですけれども、改めて、対話という言葉は、僕が知っている限りにおいては、ただ話すだけじゃなくて、対話をする場に臨むことによって、対話をする前とした後で御自身の意見が変わることも受け止めながら対話するんだと。一方的に自分の思いを納得してもらおうとかということではなくて、論破とかじゃなくて、対話をしていって変容することを受け止めつつ次のステージというか、お互いが関係性を組み替えていくみたいなことがあるよねなんていうことに関して、どんな観点で学校教育の現場でとか、これからどうやったらいいかなんていうことは思ったりしていますか。

○中村委員 やっぱり関係者のそれぞれの状況をまず把握する必要があると思うんですね。例えば、さっきのアメリカの例で言えば、もしかしたら、背景にあったのは彼の人種問題があったのかもしれない。同じように、日本の学校ですと、例えばお受験ストレスで、学校ではもう好き勝手にいろいろなことをやってしまうお子さんもいます。まず、嫌な思いをしている子どもが自分の思いを語る。また、やってしまった子も、何で自分がそういうことをしているのかということを考えて言葉にしてみる。

それから、保護者の方も、自分が子どもに何か過度なプレッシャーを与えていないかどうか、そういったこともやっぱり点検する必要があります。それぞれの関係者が状況を把握して、自分の思いを自分の言葉で語って、それを出し合うことによって関係修復の可能性が生まれるんじゃないかと思います。そういった意味での対話が今後繰り返されるのが望ましいかなというふうに、理想論かもしれませんが、ちょっと考えてみた次第です。

○船木参与 ありがとうございます。

対話というキーワードを聞いて、実は僕は坂倉委員にお聞きしたいんですけれども、特に地域づくりとか様々なところで、多分、コミュニティーデザインみたいなこともされて

いると思うんですけれども、コミュニティーというのは、実は一番対立が多いじゃないですか。そこで長く暮らしている人もいらっちゃって、でも外の人が入ってきて、でもみたいなことがある中で、対話みたいなこととか、意見の違う人とか、それこそ特性が違うとか、多様な違う人たちが暫定的かもしれないけれども、一緒になってある空間を整えていくみたいなことが、どういう意味でできていくのかなんていうことをちょっと思うんですけれども。

○坂倉委員 うまく対話をしていく方法みたいなものは、なくはないんですけれども、でも、結構もう1枚前提のことを考えてみると、何で対話をしてまで一緒にやっていかなきゃいけないのかという前提が整っていないのに対話をしてしまうと、結局、俺がいいだろう、あいつが悪いだろうという判断とか評価の話になる危険性が高くなってしまうと思うんですね。

その前提となる、何と言っていいかわからないけれども、コミュニティーというところとちょっと雑ですけども、一般的信頼とか社会関係資本みたいなことですね。人間が社会的に一緒に生きていくときに、完全に孤立して個人で生きていっているわけではないので、そこには何らかの緩やかなつながりがあって、一緒にこの世界を生きているんだみたいな基本的な前提条件があるかないか。ないと、もう二度とこの人は会わないから、とにかくここでできるだけ有利な条件を引き出して別れようみたいな、そういうことになりがちであると。ただ、一緒に世界を生きている仲間であるんだという前提に立つと、どうにかこうにかして融通して、私とあなたたちは一緒の世界に一応生きられるみたいなのところを話し合っていかなくちゃいけなくなります。その前提に立てるかどうかですごく変わってくるんだと思うんです。

教育委員会で、この間、関西に視察に行かせていただいて、具体的には寝屋川市と加古川市の教育委員会がこのいじめの対策でどういう取組をしているのかということを伺ってきました。細かくどういうことをやっているかというのはちょっと時間がなくてお話しできないんですが、事情が大きく違うなと思ったのは、やっぱり関西のほうが世田谷に比べると、まだソーシャルキャピタル、地域のつながりがあるということです。住民同士で何か相談することが普通に行われるし、学校の先生と保護者の関係も近い。

もっと言えば、職員同士も、その都度、相談しながら、ある組織的な業務分担だけじゃなくて人間関係の信頼関係の中で相談しながら事に当たっていく。目の前の子どもや保護者に対して心を込めて対応するみたいなことが普通にあります。世田谷区にそれがないと

言っているわけではないのですけれども、相対的に、やっぱり関西のほうが人と人との関係性が近くて、お互いで話し合うことによってどうにかしようという文化、規範がまだ残っているので、それを前提とした仕組みと、それがもうちょっとほつれてしまった地域で必要となる方法というのはまた違うので、対応というのは、実は1個の正しい方法が全て解決するわけではなくて、そこにある基本的な人間関係とか、人との付き合い方みたいなものに合わせて対応を考えていくというのがすごく大事なかと。

という意味で、対話というのも多分いろいろあるから、その現場現場に応じた関わり方を設計していく必要があるなと思いました。

○船木参与 ありがとうございます。

何で船木さんがこんなに対話にこだわっているのかという話は、実は、この辺で藤平先生にお聞きしたいんですけれども、やっぱりいじめというのは集団的な同調圧力みたいなものがあるじゃないですか。異質なものに対して何らかの形で排除するなり、少し制裁的なこととするみたいなことがあると思うんですけれども、さっきおっしゃっていたように、子どものときから経験してちゃんとそういうことをしていくといいよねという話の中で、対話だったり、多様なものを受け入れていくというのが多分必要なんだと思うんですけれども、いじめというのが起きてしまう、学校の中とかクラスの中で起きることというのが、対話とか、そのようなことでクリアできるものなのか。さっき中村さんがおっしゃっていたように、気づいたら、接近しちゃいけないと言われていた子どもたち同士が仲よくなっていたみたいなことだって、関係修復力みたいなものもあるよねという話の中で、どのようにその辺のところは捉えていくといいんだろうななんていうことをちょっと思ったんですけれども。

○藤平氏 ちょっと答えになるかどうか分からないんですけれども、基本的に子どもの力というのは、僕はすごい可能性があると思うんですよね。だから、それを今、いろいろ大人がやっていることによってストップしちゃっているような、子どもの力を制限しているとか、そのようなところも感じないわけではないんですよね。子ども同士というのは、やっぱりすごい力があるので、そういう意味では、子ども主体というのは必要だと思うんです。

あと、ちょっと話がそれるかもしれないんですけれども、全体的に、学校とかいろんな集団の中で、今よくインクルーシブ教育と言ったりとか、個に応じた個別最適化とかと言っているけど、でも、やはりみんな同じだという意識がどこかに無意識的にあるような気がす

るんですよね。基本的に、みんな違うというところからスタートするのがインクルーシブ教育だと僕は思っているんです。

例えば、富士山の登頂の仕方も、静岡側から登るか、山梨側から登るか、5合目まで車で行って、そこから登るか、ヘリコプターで9合目まで行って登るか、いろいろばらばらですよね。別にどれが正しいとかとあるわけじゃなくて、みんなばらばらで、それでいいわけであって。だから、それぞれの学校の中で目的もみんな違うというところで、だから、目的から逆算していかないと本当はいけないと思うという、そういう土台がある中で、やっぱり子どもに任せるところは必要なんじゃないかなというのが、ちょっと答えになっていないかもしれないですけども。

○船木参与 いえいえ、子どもの力を信じるみたいなのをどのように大人サイドがしていくかということかなんて、今、僕は聞きながら思いました。

○藤平氏 そうですね。そのときに、無意識的にみんな一緒というのが、やっぱりどこかしらに無意識的にあるんじゃないかなというのは感じます。

○船木参与 分かりました。ありがとうございます。

膳場さん、流れの中でうまく僕がつくり切れなくてすみません。親御さんの立場とか、地域側の立場からで、今みたいな対話とか、さっき対話の話もされましたけれども、地域サイドで見て、親御さんの立場から見て、こういう問題を改めてどのように捉えていこうと思っていらっしゃいますか。

○膳場委員 コロナ禍前とコロナ禍以降で明らかに保護者同士、地域との関わりがぐっと減ったなというのと、あとは、やっぱり便利なものがどんどん進んでいったことによって人と人とのリアルな会話、リアルなコミュニケーションではなく、あまり色のないというか、文字だけの会話というか、コミュニケーションがすごく増えていったことによる弊害はやっぱりあるなというのを、すごく感じています。

便利な部分はとてもありますけれども、時間短縮とか効率化という意味ではすごく大切な部分ではあるのかもしれないんですけども、それによってリアルな人とのコミュニケーションが減ってきたがゆえに、子ども同士も、例えば、私はこの間、中2の娘と「トイ・ストーリー5」を見に行ってきました。映画なんですね。あれは、今の子どもたちのデジタルなものによっての遊び方の変化というか、そういうものがまさにストーリーの中で出てきていて、うちの娘に、見た後に、「これを見てどう思った？」と聞いたら、「いや、何か変だなと思った」と。というのは、みんなで集まっているんだけど、そこで出てき

たのはリリーパッドというんですが、iPadを持って、みんなで集まっているけれども、一言もリアルな言葉での会話をせず、全部もうPad上でやり取りをする。でも、それを持たせてしまった保護者の葛藤もそこに描かれているわけで、保護者としても、持たせている側の責任というか、子どもとそれが確認できることをやっぱりしていかなきゃいけないなと。彼らの中に持たせてしまっている以上、彼らのタブレットやiPhoneだったり、スマホの中の情報というものをやっぱり親としても見ていかなきゃいけないよね。でも、それをうちだけではなく、いろんな保護者とそういう共有というのを、保護者会でもそうだし、PTAの集まりでもそうですけれども、そんなちょっとした話題が出せるような場がなくなったなというのをすごく感じているので、やっぱり大人同士も人と関われば関わるほど面倒くさいことってたくさんあるじゃないですか。私自身も、今、3人の子どものいろんな習い事だったりとか、そういうところで保護者として関わっていかなきゃいけない。なおさら同じ学校ではない、全然地域柄が違う保護者と関わっていく中で、全く考え方が違う保護者とどう調整してとか、やっぱり嫌な気持ちもとてもするし、私自身も今、いろんな思いをしながらいる中で、子どものことをそうやって話せる距離感の保護者同士の関係性というのは大事だなと感じているので、やっぱりなくしちゃいけないもの、大切にしていかなきゃいけないものというのは見極めていく必要があるなということを感じました。

すみません、ちょっとまとまらなくて。ありがとうございました。

○船木参与 いえ、ありがとうございました。

ということで、澁澤さん、今まで、実は冒頭、澁澤さんが少し大人の観点をとおっしゃったので、僕はこの会話を少しこういうふうに広げたところがあって、条例制定に関して関心があられる方には、どういう話をしているんだと、ちょっと不満もあったかもしれないんですけど、プロセスとしては、この後、丁寧に秋にかけていろいろあるということで、視野を広げるというのを、今日、私のミッションとしてこの場にさせていただいておりまして、どちらかというと、大人の社会の写し鏡も子どもたちだよという観点を忘れちゃいけないなというふうに、このお話を受けたときに感じたことでもあります。

その意味で、僕は澁澤さんにまとめ的にも話していただきたいんですけども、地域づくりをしていると村八分なんていう言葉があったりするじゃないですか。かつて私たちもそういうふうな大人の社会で、実はそういう言葉も持ちながらずっと営みを続けてきたということの中で、坂倉先生がおっしゃるように、関西とはちょっと違う世田谷なりの、な

いしは東京都支部なりの関係性の中で、改めて、どういじめというテーマを基に編み直していくべきなんだろうということをちょっとお話しただけると、うれしいなと思います。

○澁澤委員 そんな根本的なことを私がここで結論を出せるわけでもなく、教育長と区長がいらっしゃいますので、私からの話は、そこにちょっと誘因という形なんですけど、さっき坂倉先生がおっしゃった視察のときにとっても感じたことだったんですけども、加古川市というところも、やっぱり同和問題を抱えてこられて、そこから立ち直る際に、人権だとか対話ということを物すごく重要視して地域づくりをされてきた。そこでいじめの事象が起きたときに彼らが何を考えたかという、まさに今日のテーマととても合っているなと思ったんですが、予兆を酌み取る能力をどう子どもたちに持たせるかということだったんです。

往々にして予兆を酌み取るのは教員であったり、大人の社会だと思われるかもしれないんですけども、やっぱり一番近くにいるのは子どもたち同士なんですよね。そこで彼らが考えたのは、予兆を感じられるようになるには対話が一番だというんです。対話というのはどういうことかという、要するに、テキストデータ、言語のやり取りではないんですよ。相手の表情も見ます。それから、どんな声の強さで言っているのか、間だとか。それから、ありとあらゆる人間の持っている、それこそ非認知的能力を最大限に生かしながら、それぞれの固まり、表情というデータ、言葉というデータ、それから、例えば話すスピードというデータという、それを会話をする側が頭の中で想像して組み立てるんですよ。それはまさにイメージーションの世界なんです。

そこから、対話というのは投げかけますから、今度は自分がどういう言葉を使い、どういう表情を使い、どういう間を使って話すと相手に伝わるのかなと、もう1回組み立て直す。それは同じ「ソウゾウ」でも、創る、クリエーションのほうの創造なんです。多分、その部分というのは、それこそAIがどんなに進歩しても人間しか持っていない能力であって、対話というのが、人間しか持っていない能力の最も原点の部分をつかさどっているんだろうというのが加古川の人たちの考えです。

やはりいじめ問題をなくすには、対話が、うまく相手の気持ちを読み取りながらコミュニケーションが取れるような教育を学年ごとにそれぞれプログラムを変えて、そして、中学生まで対話能力を増やそうという形でいじめに対応されていました。確かに、今回私たちが予兆だとか予防というのを重視したときに、そういうものも、これが全てじゃないです。だけれども、プログラムの一つとしてはとても重要なのかなという思いがあって、ち

ようど対話というお話が1つのキーワードになっていましたので、予兆を感じ取るということは、そういうところでコミュニケーションを図っていくと、そして相手を認めていくということにつながるのかなというふうに思ったので、ちょっと御紹介までです。

○船木参与 ありがとうございます。

ということで、それを受けて、順番でいくと教育長ですね。お願いします。

○知久教育長 現在の職になって、学校に出向いて授業を聞かせていただいたり、子どもたちとお話しする機会も増えたんですけれども、少なくとも大人が子どもを指導し、導いていくという子どもと大人の関係性ではないと思います。

先日、子どもの擁護機関であるせたがやホッと子どもサポートの令和7年度の活動報告に伺ってきました。そのとき、印象的なお話を聞いたんですけれども、いじめが話題になりまして、せたがやホッと子どもサポートの委員さんは子どもサイド、保護者のお話を聞いている中で、子どものいじめの解決手法と、大人の考える解決プロセスが違っているんですね。子ども自体は、相手の子どもと早く仲直りをして、何でそんなことをしたのと理由を聞いて、また一緒に遊びたい、そんな思いを持っているというのをお聞きしました。

改めて、子どもがもともと持っている力、子ども同士で関係性の中で育まれ、成長して、そういった人間関係を築いていく力というのをやっぱりもっと大切にしていかなくちゃいけないのかなと思いますし、そうした思いを今回の条例づくりにもしっかりと、子どもの最善の利益を第一とした子どもの意見に耳を傾ける、そんな条例にしていきたいと考えています。

以上です。

○船木参与 ありがとうございました。

それでは、ここまでの流れのお話を聞いて、区長、いかがでしょうか。

○保坂区長 皆さんのお話の中で、子ども中心ということが大分語られたと思います。私が区長というか、政治家になる前に、30年ぐらい前ですかね、世田谷区に、イギリスのロンドンのアークランド・バーリーという学校のアンチ・ブリング・キャンペーン、ABCという、つまり、いじめ解決クラブですね。生徒がいじめについて問題を抱えたときに、生徒カウンセラーが、例えば3年生が1年生の相談に乗りますみたいな活動を何年も続けてきてということでちょっと注目されていて、サッチャー政権の中で、子どもが入ってこないと学校が潰されてしまうみたいなことがあって、その学校としては、そういう活動があるということを非常にその学校の特徴にしていたということがあります。

本来は、子どもたちがもっと遊んだり、失敗したり、挑戦したり、意見の違いがあって対立したりという子ども世界のドラマがもっとたくさんあったわけですね。でも、今は大人がいろいろ介在する習い事とか、そういう時間に分解されちゃって、子どもたち自身の自由遊びというのはあまりなくなってしまったという中で、やっぱり自意というか、自分たちで揺れながら、それでも決めていくトレーニングというのが、なかなかする機会はないんだけど、ただ、潜在的には、子どもはそういう力を持っていると思います。

今回の世田谷区のいじめに対する取組が、子どもたち自身が子どものことは子どもに聞いてくれというところで、むしろ、いじめ解決、あるいはいじめということを許さない、また、その解消に向けて溶かしていく力になっていく土台をつくるような条例であるといいなと思います。

あと1点、みんな違って、それでいいというお話もあったと思います。いじめとは直結しないんですが、この間、幾つかの保護者の方から、学校でのいわゆる制服が、標準服という形で一応標準なんですということで示されて、学校指定のところで買いなさいという学校が多いんだけど、実際、学校が始まってみると、その指定服を着ていない子どもは1人もいないということで、事実上、制服化してしまっているんじゃないかと。

一方で、経済的な負担も大変重くて、しかも、成長期の子どもなので2回目を作らなければいけないみたいなこともあって、もう少しその問題を、教育委員会としては、区議会の答弁なんかでは、いや、制服というものは無いんですと、あくまでも標準服で、標準服と指定されているもの以外も排除しているわけではありませんというのが教育委員会の立場なんですけど、それと現実にはちょっとそごがあるねと。

では、どうやって自分たちが、世田谷区内の学校によっては自分たちでルールを決めて、標準服でない服装も自分たちで選ぼうという学校もありました。現に存在しているんですけども、そういう問題も、このいじめの議論と並走しながら、改革の端緒になればいいなと思っています。

○船木参与 ありがとうございます。

私の進め方があまり上手じゃなかったのもうあつという間に時間が来てしまって、ようやくこの後、もう1周すると深まるかなというタイミングなんですけど、順番としては、会場から幾つか、ないしはオンラインのほうでも御質問をいただいているということなんですけど、1つ、2つぐらいしか対応できないんですけど、少しお答えをいただこうかなと思っています。

1つは、今、このいじめ防止対策推進条例について、いつ頃の条例提出等々を想定、タイムスケジュールですね、こちらのほうが少し気になるということで、もしお話ができる状況であれば、それをどなたにお願いしたらいいのかな、赤司さんですかね、お願いいたします。

○赤司学校教育部副参事 ありがとうございます。現在、令和9年4月の施行を目指して検討を進めております。

以上です。

○船木参与 令和9年4月、では、今年度中にいろいろ、先ほどのシンポジウムとかもありましたけれども、パブコメ等々も進められてということになるんでしょうかね。ありがとうございます。

それからもう一つ、外国の生徒、または2つの出自を持たれている方とかがいじめの被害者になりやすいんじゃないかというようなことですね。そのような方たちをどのようにいじめ防止だったり、早期発見、対処みたいなのが具体的に成されたり、そういうことの何か対応策みたいなのはあったりするんでしょうかということなんですけれども。言語が違うとかね、そういう方だと思ってしまうんですけれども。

○赤司学校教育部副参事 ありがとうございます。外国籍の子だからということでのいじめ、特別そういったところでのいじめということで、世田谷区としてそれが多いいということではないんですけれども、きっかけにはなり得るかなと。ただ、外国籍ということではなく、先ほども藤平先生のお話からありましたけれども、障害であつたりとか、性的マイノリティーであつたりとか、やはり様々な特性、背景のある子どもたちが生活している中で、その子どもたちが一人一人みんな違うんだという前提で、どういうふうに誰もが安心して生活できる学校をつくっていけるかというところで、インクルーシブ教育ガイドラインも策定してやっているところなんですけれども、やはり予兆にどう気づくかというところは、アンケート等もやっておりますけれども、日頃接している教員と子どもたちのコミュニケーションの中で小さな変化にいかにつけるかというところが大事かなと思っています。なかなか表に見えにくい部分もあるので、子どもの表面的な言動だけを見るのではなく、その裏にどういう思いがあるのかということまでしっかり把握していく必要があるんで、なかなか難しい部分ではあるんですけれども、そういった力を教職員も今後も高めていく必要があると思っております。

以上です。

○船木参与 ありがとうございます。

拙い私の経験なんですけれども、内閣府の男女共同参画というセクションの課長職をしていたときなんですけれども、やっぱり教育というか、お子さんたちの、LGBTだったり、そういう少し生きづらさを抱えている子たちに対する配慮とか視点みたいなものがどうしても教育現場は遅れていたよねみたいな話があったりもしていました。そういう中で、先ほど予兆という言葉がありましたけれども、普通の人たちというか、普通に暮らしている人たちにとってみたら、鈍感という言い方も変ですけども、気づかないことも、今日のお話だと、対話をしたりしていきながら予兆として受け止めていくということが大事なのかななんていうことを改めて少し感じたところでございます。

いろいろ議論は尽きないですし、いろんなことがありました。今日、僕は1つだけ残念というか、回し切れなかったことが1個あって、自分はもう60を過ぎているんですけども、いじめとか、そういうことになったときに尾崎豊の歌を思い出すわけですよ。ガラス窓を割ったみたいなやつ、今の年代の子たちとは違うんですけども、やっぱりそういう情動とか衝動みたいなものがあるじゃないですか。何らかの形でぶつかりたいとかという、若いときに持っている情動みたいなもの、このいじめみたいなものの背景にも多分あったりするんだろうななんていうことも思っておりました。そういう議論は今日できてなくて、よい状態をつくって、ある種、民主主義的な形で様々な視点がある人たちを受け入れながら、予兆を感じ取りながら子ども中心でどういうよい形をつくっていくのかという議論だったかなと思うんですけども、改めて我々の発達といいますか、人が成長していくというプロセスを、今の時代なりにどう伴走していくのかというのが重要ななと思っています。

かつてはイニシエーションみたいなことがあったりとか、悪いことはどこかで覚えるぞみたいな話もありましたけれども、どんどん社会が透明化して行って、かつ成果主義型になっている中で、世田谷区なりな新しい、いじめというテーマを改めて捉えながら、地域づくり、まちづくり、人づくりをしていくという形ができるといいななんていうことを、今日、お聞きをしながらコーディネートをさせていただきました。

やっぱり区長にまとめていただいて、コメントをいただいて、このセッションを終えたいと思います。お願いいたします。

○保坂区長 今日は、いじめをめぐる条例をつくり上げていく1回目のセッションということになりました。これから9月の教育委員会シンポジウム、そして、11月のこの会議、

ここにはもう素案が提出をされる予定になっています。ですから、この数か月間でかなり大事な条例、骨格部分は山田学校教育部長から提示がありましたけれども、しかし、そこに魂を打ち込んでいくのはこれからだと思います。

子どもの権利条例ができたときに、実は前文から、子どもの権利とは何ぞやというところも含めて子どもたちが起草し、討論し、そして提示をしていったというつくり方をしました。第1案がちょっといろいろな意見をいただいて、第2案があって、それが現在の条例になっているんですが、この条例というものが、やはり時間をかけて子どもの世界に届いていく様子が、教育長が先ほどおっしゃったせたがやホッと子どもサポートの活動報告会では語られました。いろんなワークショップとか、ゲームにしたり、笑いながら、遊びながら子どもの権利ということに向き合っていくような報告でした。

考えてみれば、子どもの権利とこのいじめ解消というのは非常に表裏の関係にあります。ですから、まだこの条例ができようとしていることを知っている人は少ないし、ましてや、子どもたちがそこに関心を寄せている状況はまだただけけれども、これからその輪を広げていって、やがてその条例を生み出すとともに、条例そのものでうたう、今日、皆さんに話していただいたような学校間の中での、あるいは学校以外でも子どもが安心して成長できる、ちょっとしたトラブルとか、すごくこじれちゃった関係を修復する、そして、自らの力だけでは難しいときにサポートが友達から入る、あるいは教員から。そして、保護者も自分の子どもとの関係だけではなくて、横につながった保護者がクラス的环境はどうだろうかという観点で学校を支えるということもかつてあったし、今も本来はなくなっていないと思うんですね。

ですから、今ある力を信じて、このいじめ解消、解決というテーマに向かっていく大変貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。

○船木参与 ありがとうございました。

それでは、マイクをお返ししたいと思います。

○司会 意見交換参加の皆様、今日はありがとうございました。ちょっと時間の関係でお答えできなかった質問がございます。後日、ホームページに掲載させていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして令和8年度第1回総合教育会議を終了させていただきます。本日の総合教育会議は、近日中に世田谷区の公式ユーチューブチャンネルで配信をする予定です。ユーチューブでは過去の回も配信しておりますので、併せて御覧いただければ幸

いです。

改めまして皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。これにて終了いたします。

午後 3 時30分閉会